

いすみ市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年11月5日 策定

令和4年3月10日 改定

いすみ市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市の農業は、水稻を中心に露地野菜や果実、さらに花卉など多様な農産物が生産され、また多頭羽飼育の酪農・養鶏が中山間部において展開されている。

しかしながら、農産物価格の低迷、農業従事者の高齢化や後継者不足、さらには有害鳥獣被害の増加などにより、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていくとともに、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、本市農業の特徴を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、いすみ市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和5年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成30年7月)	3,751ha	512ha	13.6%
3年後の目標 (令和3年7月)	3,724ha	452ha	12.1%
改選時の現状 (令和3年7月)	3,708ha	275ha	7.4%
目 標 (令和5年7月)	3,690ha	235ha	6.4%

※管内の農地面積は9ha/年の転用等による減少を見込んだ。

【目標設定の考え方】

遊休農地面積を毎年20ha解消し、令和5年度までに、6.4%以下にすることを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた具体的な取り組み方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

農地の利用状況調査の徹底を図るとともに、遊休農地として判断された農地は、利用意向調査を実施し、所有者の利用意向の把握に努める。

② 農地中間管理機構との連携

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を尊重しながら、農地中間管理機構への貸し付けを促進する。

③ 非農地判断

利用状況調査によって再生利用が困難な農地に区分された農地については、現況に応じて「非農地」として適切に判断をする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成30年7月)	3,751ha	1,020ha	27.2%
3年後の目標 (令和3年7月)	3,724ha	1,186ha	31.8%
改選時の現状 (令和3年7月)	3,708ha	1,198ha	32.3%
目 標 (令和5年7月)	3,690ha	1,292ha	35.0%

【目標設定の考え方】

平成26年3月「いすみ市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における、おおむね10年後（令和6年）の担い手等への農地利用集積目標35%と同じとする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な取り組み方法

① 農地中間管理機構等との連携

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、不作付地について、農業委員及び推進委員の地域活動を通じて把握に努め、農地の出し手と受け手の意向を踏まえた利用集積を図る。

② 農地の利用調整と利用権設定

担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入
改選時の現状 (令和3年7月)	32経営体
目 標 (令和5年7月)	42経営体

※改選時の現状の数値は、平成30年7月以降に新規参入した経営体数

【目標設定の考え方】

平成26年3月「いすみ市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における新規就農者の目標を踏まえ年間目標を5経営体とし、企業参入を含め、令和5年度までに合わせて42経営体を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

① 関係機関との連携

千葉県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある参入希望者（法人を含む。）を把握し、新規就農の受入れを促進する。

② 企業参入の促進

企業参入も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業参入の促進を図る。